

伊丹市利用者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども及びその保護者又は妊婦が、自らの選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、市及び関係機関が必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 伊丹市利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。）として、子ども・子育て支援法（平成24年法第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

(事業の種類)

第3条 利用者支援事業を、その実施方法等によって次の各号に掲げる種類に分類するものとする。

- (1) 基本型 子ども及びその保護者又は妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業
- (2) 特定型 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、子ども及びその保護者等が主として保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する事業
- (3) 母子保健型 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（以下「保健師等」という。）が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目ない支援体制を構築する事業

(実施場所)

第4条 利用者支援事業を実施する拠点は、別表のとおりとする。

(職員の配置等)

第5条 基本型及び特定型については、実施場所1ヶ所につき1名以上の専任職員（以下「子育てコンシェルジュ」という。）を配置するものとする。

2 子育てコンシェルジュのうち、基本型の子育てコンシェルジュについては、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付雇児発0521第18号別紙）別表1の子育て支援員基本研修に規定する内容の研修（以下「基本研修」という。）及び同要綱別表2-2の子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）に規定する内容の研修を修了していること。ただし、事業を実施する必要があるが、「子育て支援員研修事業実施要綱」に定

める研修をすぐに実施できないなどやむを得ない場合は、この限りではない。また、同要綱5(3)ア(イ)に該当する者については、基本研修を免除することができる。

(2) 相談、コーディネート等の業務内容を必須とする業務で市長が認める業務に従事している期間が次のア又はイのいずれかの年数以上であること。

ア 保育士，社会福祉士その他対人援助に関する有資格者 1年

イ ア以外の者 3年

3 母子保健型については、実施場所1ヶ所につき、保健師等を1名以上配置するものとする。

(業務内容)

第6条 基本型に従事する者は、次の業務を実施するものとする。

(1) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する者（以下「利用者」という。）の個別ニーズの把握及びそれに基づく情報の集約・提供，相談等の利用者支援

(2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整，連携，協働の体制づくり

(3) 地域の子育て資源の育成，地域課題の発見・共有，地域で必要な社会資源の開発等

(4) 利用者支援事業に係るリーフレットその他の広告媒体による利用者への周知・啓発

(5) その他利用者支援事業を円滑に実施するために必要な業務

2 特定型に従事する者が実施する業務の内容は、基本型に準ずるものとする。ただし、前項第2号及び第3号については、その業務を実施しない。

3 母子保健型に従事する者は、次の業務を実施するものとする。

(1) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談への対応

(2) 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の選定及び情報提供

(3) 支援を要する者に対する支援プランの策定等による継続的支援

(4) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認めること
(関係機関等との連携)

第7条 市長は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所その等の地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対して、利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

(留意事項)

第8条 利用者支援事業に従事する者は、子どもの最善の利益を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、又は妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由

なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市役所窓口等の担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築するものとする。
- 3 利用者支援事業に従事する者は、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、各種研修会等の受講に努めなければならない。また、市長は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修等へ積極的に参加させるよう努めるものとする。
- 4 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握されたときは、こども家庭センター又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。
- 5 障がい児等を養育する家庭からの相談等があったときは、関係機関と連携し、適切な対応が図られるよう努めなければならない。
- 6 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- 7 市長は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に対して迅速かつ適切に対応しなければならない。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用者支援事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表

実施類型	実施場所	住所
基本型	伊丹市子育て支援センター	伊丹市広畑3丁目1番地
特定型	こども未来部 こども室保育課	伊丹市千僧1丁目1番地
母子保健型	伊丹市立保健センター	伊丹市千僧1丁目1番地